

## 一般競争入札の実施について (総合評価落札方式)

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜地域児童発達支援センター組合において岐阜市の規則を準用する規則（昭和51年岐阜地域児童発達支援センター組合規則第2号）第1条第10号において準用する岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

なお、岐阜地域児童発達支援センター組合において岐阜市の要綱を準用する要綱（昭和51年8月5日決裁）第1条第2号において準用する岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年3月31日決裁）第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札として実施します。

令和3年6月9日

岐阜地域児童発達支援センター組合  
管理者 岐阜市長 柴橋 正直

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 工事(件)名    | ポッポの家移転改修工事  |
| (2) 目的場所      | 岐阜市長良東二丁目140番地                                       |
| (3) 完成(完了)期日  | 令和4年2月25日  |
| (4) 契約の種類     | 請負契約   |
| (5) 余裕期間の有無   | 有  |
| (6) 工事着手日     | 令和3年7月19日  |
| (7) 前払金の有無    | 有  |
| (8) 予定価格      | 81,763,000円<br>(消費税及び地方消費税を含む)                       |
| (9) 低入札調査基準価格 | 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事 |
| (10) 概要       | 建築改修工事 一式<br>電気設備改修工事 一式                             |

## 2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。

ただし、本店が岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。

- (2) 建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、建築一式工事とする。

- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の建築一式工事の総合評定値及び主観点数の合計が790点以上であること。

- (5) 平成23年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、次の①又は②の建築工事の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。

① 新築（建築基準法（昭和25年法律第201号）上の改築を含む。）又は増築工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）が8,500万円以上であること。

② 耐震改修又はその他改修工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）が4,500万円以上であること。

- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の監理技術者又は専任の主任技術者を本工事に配置できること。なお、現場代理人は、監理技術者又は主任技術者を兼ねることができる。

① 建築一式工事に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。

② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

## 3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間

令和3年6月9日（水）から令和3年6月21日（月）まで

- (2) 質問書の提出期間

令和3年6月9日（水）から令和3年6月21日（月）まで

- (3) 質疑回答期限

令和3年6月24日（木）

(4) 電子入札システムの応札期間

令和3年6月28日（月）午前9時から令和3年6月29日（火）午後4時まで

(5) 一般競争入札の開札

令和3年6月30日（水）午前9時

**4 落札者決定の方法**

本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

**5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出**

別添「ポッポの家移転改修工事に係る技術提案書の提出依頼について」による。

**6 その他**

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。